

原子力規制委員会への独立行政法人原子力安全基盤機構の統合に関する
副大臣等会議の開催について

平成 24 年 11 月 7 日
内閣総理大臣 決 裁

1. 原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）附則第 6 条第 4 項の規定において「政府は、独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会に行わせるため、可能な限り速やかに独立行政法人原子力安全基盤機構を廃止するものとし、独立行政法人原子力安全基盤機構の職員である者が原子力規制庁の相当の職員となることを含め、このために必要となる法制上の措置を速やかに講ずるものとする。」とされており、政府として必要な検討を行うために、原子力規制委員会への独立行政法人原子力安全基盤機構の統合に関する副大臣等会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。あわせて、オブザーバーとして人事院人事官の出席を求めることとする。なお、議長は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めることができる。
 - 議 長 内閣官房長官の指名する内閣官房副長官
 - 構成員 行政改革担当大臣を補佐する内閣府副大臣
原発事故の収束及び再発防止担当大臣を補佐する内閣府副大臣
総務大臣の指名する総務副大臣
財務大臣の指名する財務副大臣
環境大臣の指名する環境副大臣
内閣官房副長官（事務）
原子力規制委員会原子力規制庁長官
3. 会議の下に、タスクフォースを開催する。タスクフォースの構成員は、関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者又は独立行政法人の役員若しくは職員で議長の指名する職にある者とする。
4. 会議の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. その他、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。